

由利本荘市子育て応援券事業実施要綱

令和6年5月10日

1 目的

原油価格・物価高騰で特に影響を受けている子育て世帯の家計負担を軽減するため、「由利本荘市子育て応援券」を配布する。

2 対象児童

平成18年4月2日以降に生まれた方で
令和6年4月1日時点で本市に住民登録のある児童

3 子育て応援券額（対象児童1人あたり）

1セット10,000円（1,000円券×10枚つづり）／1人
※5枚（5,000円）は大型店舗（1,000㎡以上）でも利用可とする。

4 子育て応援券の使用期間

使用期間は令和6年7月1日（月）から令和6年10月31日（木）まで

5 子育て応援券の使用制限

子育て応援券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- （1）有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いもの
- （2）出資、債務、振込手数料
- （3）たばこ
- （4）性風俗特殊営業等
- （5）医療費、介護費等
- （6）電気・ガス・水道料金等の公共料金
- （7）国や地方公共団体への支払（公営ギャンブルを含む。）
- （8）事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- （9）宿泊代の支払い
- （10）そのほか、市長が別に定めるもの

6 加盟店募集受付等

受付期間は令和6年6月10日（月）まで

事業受託者にて加盟店を募集し、応募した事業者を登録の上、加盟店章並びにのぼりを交付する。また、加盟店登録料は無料とする。

「令和6年度由利本荘市子育て応援券事業加盟店登録申請書」による書面及び電子申請にて受付を行う。

7 子育て応援券の換金

(1) 換金手数料は、受託者が委託費にて負担し、加盟店による負担はないものとする。

(2) 換金受付窓口は、各地域1箇所以上とし、受付時間は換金を担当する金融機関の通常営業時間内とする。

(3) 加盟店からの換金請求に基づき、月に2回以上、指定口座へ送金する。

8 加盟店の責務

(1) 加盟店は、受託者が無償配布する加盟店章並びにのぼりを掲示する。

(2) 特定取引において、子育て応援券の受け取りを拒んではならない。

(3) 子育て応援券の現金との換金、金融機関への預け入れ、譲渡及び交換又は売買を行ってはならない。

(4) 本件の額面に満たない利用に対する釣銭を出してはならない。

(5) 偽造商品券について十分に留意して取り扱う。

9 実績報告書の提出

取扱い加盟店数（業種別）、応援券の販売実績、換金実績（地区別・業種別・地区別業種ごと）のほか、消費者アンケートおよび加盟店アンケート等による経済波及効果調査を実施し、その集計結果を報告すること。

10 その他

上記に記載の無い事項については、由利本荘市が別に定める。